

社会福祉法人セイビ福祉会　せいび保育園運営規程

（事業所の名称等）

第1条　社会福祉法人セイビ福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名　称　　せいび保育園
- （2）所在地　　岡山県井原市高屋町 86-1

（施設の目的及び運営方針）

第2条　せいび保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、特定教育・保育を提供することを目的とする。

- 2　当園は、特定教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3　当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4　当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5　当園は、「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第47号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第3条　当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- （1）法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。）　　36人
- （2）法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども　　18人
- （3）3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども　　6人

（提供する特定教育・保育等の内容）

第4条　当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告141）に基づき、以下に掲げる特定教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- （1）特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- （2）食事の提供
- （3）その他保育に係る行事等
- （4）一時預かり保育
- （5）病後児保育

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、この条における第3号の保育士については、入所乳幼児の人数に応じて増減することがある。

(1) 園長 1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

但し、園長が不在の場合は、副園長が園長の任務を代行する。

(2) 副園長 1名(常勤専従)

園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。園長不在の場合は、園長の任務を代行する。

(3) 主任保育士 1名(常勤専従)

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長、副園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 保育士 10名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 栄養士 1名、調理員 1名以上

利用乳幼児の発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立の作成を行い、献立に基づく調理業務及び当園全般の食育を行う。

(6) 看護師 1名(非常勤)

病後児保育利用者の看護及び、利用乳幼児の健康管理と投薬、当園全般の衛生管理を行う。

(7) 事務員 1名

事務職員は庶務、経理事務及び出納業務等を行う。

(特定教育・保育を提供する日)

第6条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

2 当園は、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用乳幼児保護者に情報提供を行い、規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

3 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育を提供する時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した子どもの保護者は、居住する市町村に対し、当該市町村長の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、前項に定めるもののほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用について、利用者負担として別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

3 別表に掲げた、2号認定こどもの保護者が当園に支払う副食費の支払いについては、当該市町村長の定めたものとする。

ただし、基準年の世帯年収が360万円未満相当の世帯と、所得に関係なく第3子以降の子どもの副食費は免除とする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、当該市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が、法第19条に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用乳幼児の保護者から、当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 当該市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該保護者に連絡をするとともに、嘱託医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、当該利用乳幼児の保護者、当該市町村その他関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

《独立行政法人日本スポーツ振興センターが定める災害共済給付制度》

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用乳幼児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

3 園の職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果必要な改善を行う。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 特定教育・保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した特定教育・保育に係る提供記録

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

第17条 この規程を改正、廃止するときは理事会の決議を経るものとする。

2 この規程に規定するもののほか、実施にあたっての細部についての必要な事項は、法人理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月5日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年12月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

延長保育	1回	200円
	13回以上	2,500円
延長保育	短時間認定子ども1回	100円
一時預かり保育	1時間（1歳以上）	200円
	1時間（0歳）	250円
	食事代	200円
	おやつ代	100円
病後児保育	1日（昼食代・おやつ代・紙オムツ代込）	2,000円
主食費	2号認定子どもの給食主食費に要する費用	1,000円／月
副食費	2号認定子どもの給食副食費に要する費用	4,500円／月